

鋼 船 規 則

A 編

総則

鋼船規則 A 編

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 3 月 20 日 規則 第 28 号

2006 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2006 年 2 月 28 日 理事会 承認

2006 年 3 月 17 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 として、次の 1 条を加える。

1.1.2 ばら積貨物船及び油タンカーに関する適用の特例

-1. 2006 年 4 月 1 日以降に建造契約を行う長さが 90m 以上のばら積貨物船であって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、**CSR-B 編**を適用しなければならない。**CSR-B 編**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-B 編**の規定に適切な配慮を払わなければならない。

-2. 2006 年 4 月 1 日以降に建造契約を行う長さが 150m 以上の二重船殻油タンカーであって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、**CSR-T 編**を適用しなければならない。**CSR-T 編**に定めるもののほかは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、**CSR-T 編**の規定に適切な配慮を払わなければならない。

-3. 前-1.及び-2.の適用にあたっては、次の定義による。

- (1) 船の長さとは、満載喫水線における船首材の前面から、舵柱を備える船舶ではその後面まで、舵柱を備えない船舶では舵頭材の中心までの距離 (m) をいう。ただし、この長さは、満載喫水線における船舶の全長の 96%以上とするが、97%を超える必要は無い。また、舵頭材を備えない船舶にあつては、この長さは、満載喫水線における船舶の全長の 97%とする。
- (2) ばら積貨物船とは、主として乾貨物をばら積みし自航する船舶であつて、一般に、貨物区域の長さの範囲にわたり、一層の甲板、二重底、ビルジホップタンク及びトップサイドタンクを有し、船側構造を単船側又は二重船側構造とするものをいい、鉱石運搬船及び兼用船は除く。
- (3) 油タンカーとは、主として油を貨物区域にばら積みして運送する船舶をいい、兼用船及び、危険化学品ばら積船のうちばら積みの油を貨物又は貨物の一部として運送するものを含む。二重船殻油タンカーとは、油タンカーのうち、貨物エリアの全長にわたって貨物タンクを保護するための二重底及び二重船側構造を有するものをいう。

-4. 前-1.にかかわらず、貨物区域の一部のみが前-3.(2)に規定する構造配置に該当する船舶については、**CSR-B 編**を適用する。この場合、前-3.(2)に規定する構造配置に該当しない貨物倉（例えば、ビルジホップタンク若しくはトップサイドタンク又はその両方を有しない貨物倉）については、**CSR-B 編**の規定中、構造部材強度に関する要件を満足しなけれ

ばならない。

1.2 船級符合への付記

1.2.1 一般

現行規定を-1.と改め、-2.及び-3.として次の2項を加える。

-2. 1.1.2の規定により **CSR-B 編**の適用を受けるばら積貨物船において、船体構造・艤装に関する付記については、1.2.4-6.及び-18.の規定に代えて **CSR-B 編**の規定を適用する。この場合、関連する付記の冒頭に”CSR”を付記する。（例：CSR, BC-A）

-3. 1.1.2の規定により **CSR-T 編**の適用を受ける二重船殻油タンカーにおいて、船体構造・艤装に関する付記については、1.2.4の規定に加え、**CSR-T 編**の規定に基づき関連付記の冒頭に”CSR”を付記する。（例：CSR, TOB61）

附 則

1. この規則は、2006年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement (PR) No.29(Rev.2)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.2)

英文（正）

Unless specified otherwise:

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of sister vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, a “series of sister vessels” is a series of vessels built to the same approved plans for classification purposes, under a single contract for construction. The optional vessels will be considered part of the same series of sister vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Sister vessels may have minor design alterations provided such alterations do not affect matters related to classification.
4. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.

仮訳

特に規定しない限り、

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使による同型シリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、同型シリーズ船とは、船級要件において、1つの契約書に記された同じ承認図面によって建造される船舶をいう。オプションによる建造予定船は、同型シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、同型シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱われなければならない。

備考：

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 同型船は、船級要件を満足することを条件に、若干の設計変更を認められる。
4. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。